



フィリピン: 新型コロナウイルス感染症(COVID-19)に関するアップデート (2020年4月28日時点)

執筆者: 佐藤 正孝、ミシェル・マリエ・F・ヴィラリカ (Michelle Marie F. Villarica)

* 本書は、2020年4月28日時点の情報に基づいて執筆しております。

I. マニラ首都圏及びフィリピンの他の地域における強化されたコミュニティ隔離の延長

ドゥテルテ大統領は、2020年4月24日、一部の地域において、強化されたコミュニティ隔離(以下「ECQ」といいます。)を2020年5月15日まで延長することを発表しました。2020年4月28日、大統領報道官のハリー・ロケ氏は、以下の地域が引き続きECQの対象となる旨を発表しました。

- a. マニラ首都圏を含む首都圏(National Capital Region)
- b. Region 3(中部ルソン)(アウロラ州を除く。)
- c. Region 4-A(カラバルゾン)、ミンドロ島
- d. パンガシナン州
- e. ベンゲット州
- f. バギオ市
- g. イロイロ州
- h. セブ州
- i. セブ市
- j. ダバオ市

これら以外の地域については、2020年4月30日をもって、一般的な隔離(general community quarantine)に移行します。本書の執筆時点において、一般的な隔離に関するガイドラインはフィリピン政府により発行されていません。

本ニューズレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切な助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

II. 業務処理委託会社・輸出企業の業務強化

現在、貿易産業省覚書回覧 2020 年第 20-14 号(以下「貿易産業省覚書 20-14 号」といいます。))は、BPO 企業、輸出企業及びおよびこれらのサポートサービス提供者(以下「対象企業」といいます。))によれば、以下のことが許可されています。

- a. 在宅勤務(WFH)を行うための環境をセットアップするために必要な機器を配送、据付、移動すること。これには、トラブルシューティングサポートが含まれる。
- b. 通信会社による通信サービスの提供及び据付
- c. 仮設住宅にいる又は在宅勤務中の人員の食料は生活必需品などの後方支援
- d. BPO 企業の業務において必然的に必要とされるその他のサポート¹

これは、PEZA 企業である対象企業にも適用されます。

各自自治体単位で課されている厳格な移動制限との関係では、貿易産業省覚書 20-14 号により、輸出企業は、(i)労働者のための現場または現場近くの宿泊手配、(ii)厳格な社会的距離の遵守および車両の日常的な消毒を条件として労働者のためのシャトル・サービスを提供することにより、業務を強化することも可能です。

現場近くの宿泊施設とは、施設または工場から半径 5 キロメートル以内に、または工場もしくは施設と同一もしくは隣接する市町村もしくは市内に所在する、会社が労働者のために提供する住宅を指します。会社の労働者が、施設や工場から半径 5 キロ圏内に住んでいる場合は、現場や現場の近くの宿泊施設は必要なく、労働者の出勤が認められます。

III. その他の必要不可欠なサービスの許可

貿易産業省覚書回覧 2020 年第 20-16 号により、貿易産業省覚書回覧 2020 年第 20-08 号の定める必要不可欠なサービスの定義が拡大され、以下の事項を含むこととされました²。

- a. ペット用の食料、衛生用品、シャンプー、コンディショナー等の生活必需品の製造(これらの原料その他の材料の供給及び製造を含む。)
- b. ペット用の食料、ハードウェアの納入

ECQ 中に操業を許可された企業の労働者は、企業の発行する身分証と雇用証明書を提示することを条件として移動することが認められます。また、操業を許可された企業は、従業員に現場または現場近くの宿泊施設及びシャトル・サービスを提供することが強く推奨され、宅配サービス業者は、無接触で集荷・配送することを要請されています。

IV. 会社の設立

証券取引委員会(SEC)は、ECQ 期間中の会社の設立登録申請を円滑にするため、ウェブサイト上に中間設立登録制度を設けました。オンライン設立登録制度は、<https://apps004.sec.gov.ph:8001/application> で閲覧することができます。オンライン設立登録制度のユーザーガイドについても、<https://apps004.sec.gov.ph:8001/docs/UserGuide-InterimSystem.pdf> で参照することができます。設立登録申請者は、このシステムにより手続きを開始することができますが、設立登録証明書は、ECQ が解除された後に登録手数料が支払われてから発行されます。

オンラインシステムでは、設立登録申請フォームに必要事項(連絡先、会社名の案、発起人名、株主名等)を記入します。申請が提出されると、SEC での審査に少なくとも 3 営業日を要します。審査が終了すると、SEC は審査状況やその他の通知を申請書に

¹ 貿易産業省覚書では、BPO 企業に対するサポートサービスのみが言及されていますが、輸出企業も含まれると解釈されるべきと考えます。

² 貿易産業省覚書回覧 2020 年第 20-08 号に定義されている必要不可欠なサービスに関する議論については、<https://www.jurists.co.jp/en/articles/71009.html> をご参照ください。

記載されたメールアドレスに送付します。SEC が設立登録申請を承認する場合及び承認しない場合に申請者がとるべき対応は以下のとおりです。

| SEC の措置 | 出願人の行為 |
|----------|---|
| 申請の承認 | ECQ の解除から 30 日後、 a. 支払査定フォームに記載された登録手数料を支払う。 b. 支払証明書のハードコピー3 通を提出する。 c. SEC が承認し、設立登録申請者により完全に署名され、公証された設立登録申請書類及び指定されたその他の申請書類 3 セットを SEC に提出する。 |
| 申請を承認しない | 審査官の指摘事項がある場合、当該指摘事項について対応した上で再度申請する。 |

上記の中間設立登録制度とは別に、旧会社法上の設立登録制度(<https://crs.sec.gov.ph/>)は、発起人が 5 名以上である場合などに引き続き利用することが可能です。この制度を利用した登録の審査状況は、<http://crsquery.sec.gov.ph/>から確認することができます。



さとう まさたか
佐藤 正孝

西村あさひ法律事務所 シンガポール事務所 パートナー弁護士
m_sato@jurists.co.jp



ミシェル マリエ
Michell Marie F.
ヴィラリカ
Villarica

西村あさひ法律事務所 シンガポール事務所 フォーリンアトニー
michelle.villarica@jurists.jp



西村あさひ法律事務所では
現在、国内外に
16の拠点を設けています。

東京

東京都千代田区大手町1-1-2 大手門タワー 〒100-8124
Tel 03-6250-6200
Tel 03-6250-7210 (弁護士法人西村あさひ法律事務所 主事務所)

名古屋

Tel 052-533-2590
社員 藤井宏樹

大阪

Tel 06-6366-3013
社員 白杵弘宗
井垣太介
廣田雄一郎
伴真範

福岡

Tel 092-717-7300
社員 尾崎恒康
高木謙吾
舞田靖子

ニューヨーク

Nishimura & Asahi NY LLP
Tel +1-212-830-1600
E-mail info_ny@jurists.co.jp
執行パートナー 山口勝之
副執行パートナー 清水恵

ドバイ

Tel +971-4-253-3646
E-mail info_dubai@jurists.jp
森下真生

バンコク

Tel +66-2-168-8228
E-mail info_bangkok@jurists.jp
パートナー 小原英志
タイパートナー* Chavalit Uttasart
(SCL Nishimura)
Jirapong Sriwat

北京

Tel +86-10-8588-8600
E-mail info_beijing@jurists.jp
首席代表 中島あずさ
代表 志賀正帥

ハノイ

Tel +84-24-3946-0870
E-mail info_hanoi@jurists.jp
ベトナム事務所統括 小口光
代表 廣澤太郎

上海

Tel +86-21-6171-3748
E-mail info_shanghai@jurists.jp
首席代表 前田敏博
代表 野村高志

ホーチミン

Tel +84-28-3821-4432
E-mail info_hcmc@jurists.jp
ベトナム事務所統括 小口光
代表 大矢和秀
ベトナムパートナー* Vu Le Bang
Ha Hoang Loc

ジャカルタ*1

Walalangi & Partners
Tel +62-21-5080-8600
E-mail info@wplaws.com
執行パートナー Luky Walalangi

シンガポール

Tel +65-6922-7670
E-mail info_singapore@jurists.jp
共同代表 山中政人
宇野伸太郎
パートナー 佐藤正孝

台北

西村朝日台湾法律事務所
Tel +886-2-8729-7900
E-mail info_taipei@jurists.jp
共同代表 孫櫻倩
張勝傑

ヤンゴン

Tel +95-1-8382632
E-mail info_yangon@jurists.jp
代表 湯川雄介
副代表 今泉勇

Okada Law Firm (香港)*2

Tel +852-2336-8586
E-mail s_okada@jurists.co.jp
代表 岡田早織

*1 提携事務所 *2 関連事務所
*外圍法共同事業を営むものではありません。

当事務所のアジアプラクティスは、日本とベトナム、インドネシア、シンガポール、フィリピン、タイ、マレーシア、ラオス、カンボジア、ミャンマー、インド、中国、台湾、香港、韓国等を含むアジア諸国との間の、国際取引を幅広く取り扱っております。例えば、一般企業法務、企業買収、エネルギー・天然資源関連、大型インフラ、プロジェクト・ファイナンス、知的財産権、紛争処理、進出および撤退等の取引について、同地域において執務経験のある弁護士が中心となり、同地域のビジネスおよび法律実務を熟知した、実践的なリーガルサービスの提供を行っております。本ニュースレターは、クライアントの皆様へのニーズに即応すべく、同地域に関する最新の情報を発信することを目的として発行しているものです。